

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
橋本 聖子 様

一般社団法人Spring
代表理事 山本 潤
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階
E-mail : lobbying@spring-voice.org

要望書

～5899件の性被害当事者実態アンケート調査結果に基づく～ 性犯罪に関する刑事法の改正及び内閣府への要望

2020年6月より、性犯罪に関する刑事法検討会が行われています。検討会には、被害当事者、被害実態を熟知する弁護士、精神科医、臨床心理士が委員入りしていますが、警察に届け出られていない被害実態についてのデータは、警察庁や内閣府等で調査が行われているとはいえ、精神状態や相談行動に重点が置かれており、被害の内容や被害者の被害認識といった点においては検討が十分であるとはいえません。

そこで私たちは、対象が無作為抽出ではなく限定的とはなりますが、WEBサイト上にアンケートを公開し回答を募るといった形で調査を実施しました。アンケート調査の結果を分析して得られたデータを基に、改正見直し検討の各項目について新たにエビデンスを提示し、より実態に即した議論と改正を要望いたします。

また、アンケートの問26（「被害を人に相談したり、警察に届けだしやすい社会になるためには、どのような変化が必要だと思いますか」）に寄せられた自由記述式の回答（3,349件）を対象に質的分析を行いました。その結果に基づき、被害当事者が望む社会へ向けて内閣府への要望をいたします。

刑法改正要望

1) 不同意性交等罪の創設

今回のアンケート調査において、1274件の「加害者に身体の一部や異物を口や肛門、膣に挿入された/させられた」にチェックが付いたデータ（以下、「挿入を伴う被害」）では、被害者は多くの場合、明確な暴行や脅迫、凶器の使用がなくとも恐怖を感じており、戸惑ったりすることで体が動かなくなったり、抵抗することができなくなったりするというデータが示されました。

また、加害者の言動等からは、徐々に身体接触を増やすなど、寄り添いながら信頼関係を作り子供を手なづけるグルーミング的手法、突然の性加害や予想外の言動といった不意打ち、戸惑いを利用する行動、相手を騙す行動、社会的に不利な立場におかれる、あるいは秘密をばらす、といった、明確な脅しよりも力関係を用いた行動や相手の脆弱性を利用した行動などがみられました。このように、徐々に被害者を追い詰め、被害者の抵抗を抑圧し、加害後には自分の行為を正当化するという、エントラップメント¹のプロセスがうかがえました。

¹ 齋藤・大竹（2020）『性暴力被害の実際—被害はどのように起き、どう回復するのか』 金剛出版。

調査結果から明らかになった性暴力被害の実態は、現在の法制度が想定する性犯罪から乖離しているケースが多く、この結果、警察に届出られない、ましてや裁判の場にあがらない、法の間隙に落ちている被害者が多数存在していることが推測されます。

そこで、調査結果において示された、被害者の恐怖、フリーズ、解離、睡眠、酩酊、薬物の影響、疾患、障害、その他特別に脆弱な状況、さらに、加害者側の威迫、偽計、欺罔、不意打ち、監禁、グルーミングなどを、不同意を推認する状態や行為の類型として、刑法に具体的な条文として明記してください。

不同意性交とは、加害者から被害者への身勝手な心身への侵襲であることから、性交等に同意していないことを犯罪の構成要件とすることを法制化した、不同意性交等罪の創設を求めます。

2) 公訴時効の撤廃

調査結果において、被害を被害だと認識できるまでにかかった年数は平均7.46年、特に子どもが被害を受けた場合、被害認識に11年以上かかったという回答が4割を超えています。20代でも8.79%、30代でも4.17%は11年以上かかっています。

また、被害に遭った経験の一部、あるいはすべてについて、記憶をなくしていた、思い出せなかった時期があるケースは2割程度あり、記憶が戻るまでの年数は被害後平均10.8年、最大34年かかっています。

さらに、被害を認識した後、身近な人に相談出来るまで平均6.58年かかっており、専門機関への相談には10～16年を要していることが示され、警察に相談しなかった件数は8割あり、相談した人が相談に至るまでの年数は、平均約7～9年でした。

このように、被害を被害だと認識できない、また被害を認識しても相談するまでに時間が経過し、公訴時効の大半が過ぎてしまう実態があることがわかりました。

なお、「加害者に時効があっても、被害者の傷には時効がない」という意見がありました。

この調査結果は回答時点で被害を認識している被害当事者のデータであり、実際にはより長期にわたり被害を認識できないままいたり、相談や被害の届け出ができないままの被害者の存在が想定できます。

現行法では、強制性交等罪が10年、強制わいせつ罪は7年となっており、それを過ぎたら加害者を罪に問えないため、被害を認識した被害者が、尊厳回復の希望を持ち、いつでも被害を届け出ることができるように、公訴時効の撤廃（または見直し）を求めます。

3) 地位関係性に関する規定の創設

調査結果における12歳以下の挿入を伴う性被害では、親からの被害45件に対し、監護者には当たらない「親の恋人や親族」が110件と被害がより多く発生しています。

また、15歳以下の挿入を伴う性被害では「知人」に続いて「教員・塾教員」の加害者属性が多く、20歳から29歳の加害者の属性は、「パートナー」「知人」に続き「上司」「取引先客」となっており、職場や仕事上での地位関係性を利用した被害の多発が伺え、さらに相手の脆弱性やマイノリティ性の利用など、地位以外の部分で作られた関係性の利用にも注目する必要があります。

なお、挿入を伴う性被害全体における加害者属性と被害発生時の被害者の状態のクロス集計によると、「経済的な問題等で従うしかなかった」という回答が、「親」54.4%、「親の恋人・親族」26.4%、「見知った人」31.1%と、高い数値を示しています。

2017年の刑法改正において、刑法179条監護者わいせつ及び監護者性交等罪が新設され、親や児童相談所の職員などが18歳未満の者に対し性交等を行えば、暴行脅迫要件が無くとも刑罰の対象になりました。

しかしながら、被害者に対して一定の影響力を有する者が性加害を行った場合、被害者は自分の安全性が保障されないと感じ、性被害に遭う傾向が顕著であると明確に示されました。

よって、現行の監護者性交等罪について、監護者に加えて加害者属性の範囲を広げること、および地位関係性に乗じた性暴力を犯罪と位置付ける新たな規定を創設することを求めます。

4) 性交同意年齢の引き上げ

調査結果において、「性交について知った年齢」の回答が平均約13歳に対し、「リスクなども認識した上で性交に同意できる年齢」は18歳や20歳という回答が多く、乖離があることが明らかになりました。

単に性交を知ったからといって、性交に同意できるということではありません。

性交に伴う身体や心のリスクを知り、相手との対等な関係性の在り方や、自分の意思・感情を把握し、自己決定ができる能力を備えた上で、同意が行われることが望ましいと考えます。

また、被害経験年齢と加害者との関係性については、15歳ごろまでは監護者や親類からの被害が多く、徐々に学校や塾の教職員、友人知人、見知らぬ人からの被害が増えていくことがわかりました。

子どもたちを大人の性的搾取から保護し、性暴力被害を防ぐためにも、幼児及び小学生からの性教育・人権教育を充実させることは非常に重要であると考えます。

現行法では、性交同意年齢が13歳未満であり、国際基準からしても極めて低いと言わざるをえません。

この状況がある限り、リスクを判断できず、性交についてのみ知っている子どもたちに性交同意の責任を大人が無責任に負わせ続けることになります。

最低でも義務教育である中学生年齢まで、すなわち、16歳未満に性交同意年齢の引き上げを求めます。なお、調査結果において、10代半ばからの人間関係が上記の通り幅広くシフトすることから、家庭内では被害を経験しなくとも、より大きな社会に接する機会が増えた際に、社会的立場の弱さから被害に遭うと考えられます。そのため10代後半の未成年者を保護するための施策も必要と考えられます。

内閣府及び各関係省庁への要望

～被害を人に相談したり警察に届けだしやすい社会へ、そして性暴力被害者も加害者も生まない社会へ～

この度、一般社団法人Springは性暴力被害の実態を把握し、その事実を社会に訴えるため、性被害に関するウェブアンケートを実施しました。

調査期間は2020年8月16日から9月5日の間とし、年齢・性別問わず、性被害を受けたことがあるならば回答可能としましたが、開始初日で1000件以上の回答が寄せられ、さらに3週間という短期間にも関わらず、私たちの予想を遥かに超える5899件もの被害実態が明らかになりました。（回答総数5911件うち有効回答数5899件）

アンケートにおける量的調査は、性被害がいかにかに日本社会に埋もれているかを如実に表すものです。また、問26「被害を人に相談したり、警察に届けだしやすい社会になるためには、どのような変化が必要だと思いますか」への自由記述（3,349件）を対象に質的分析を行なった結果は、回答者一人ひとりの「性暴力の実態を知って欲しい」「性暴力被害のない社会にしたい」という切実な想いが集積されています。

この結果から、性暴力のない社会を構築していくためには、法律・教育・医療・被害者支援の拡充と、その根底にある大きな社会の変革が必要不可欠だと考えます。

よって、以下の性暴力被害者支援のさらなる強化策を、内閣府ならびに各関係省庁へ要望いたします。（なお、表示された件数は、アンケートの自由記述で示された言葉の回答数です）

1) 性教育・人権教育の充実（1,371件）

アンケートの自由記述のうち一番多い25.2%の割合をしめていたのが「性教育・人権教育の充実」というカテゴリであり、とりわけ「幼児、及び子ども（小学生）からの性教育」を望む声が多くありました。この背景には、今回の調査で、全回答者における被害時年齢の割合が小学生以下38.5%と高かったことが推察されます。

同時に、性教育と人権教育をセットで行い「お互いの意思を尊重する」「被害を被害と認識できる」「加害者にならない教育」などの意見もみられました。学校教育の中では、幼児教育から義務教育、高校大学での教育において、各発達段階に応じた切れ目のない性教育・人権教育が不可欠であると考えます。

具体的には性暴力への理解、プライベートゾーンの周知、被害後の適切な行動、ワンストップ支援センター等の周知・啓発について、内容の充実と徹底を求めます。

一方、企業・行政・支援職・地域社会等への性暴力の啓蒙活動を行うことで、二次被害・ジェンダーに基づく差別・潜在化しやすい男性被害・性的マイノリティへの偏見をなくすことも重要であると考えます。

■性教育と人権教育

- ・性教育（正しい性教育144件/性教育の徹底118件/性教育の改善81件/様々な場所での性教育12件）
- ・幼児期からの性教育（247件）
- ・小学校からの性教育（175件）
- ・義務教育での性教育（131件）
- ・人権教育（177件）被害を認識できる教育（26件） 加害者にならないための教育（16件）
- ・支援職（警察など）への性教育（99件）
- ・男性への教育（85件）親や大人への教育（60件）

2) 被害者・加害者への対応の変化（1,316件） 警察の改革（587件）

アンケートの自由記述で24.2%と2番目に多かったカテゴリは「被害者・加害者への対応の変化」でした。また、全回答数の中で最も多かった言葉（10%を占める）は「被害者を責めない」というものであり、ほかにも「セカンドレイプをなくす」「加害者が悪いと認識される」「被害を茶化したり、軽んじたりせず、周囲が信じる」といった回答が多くありました。

このことから、被害者が、周囲の人から自分が受けた被害を被害と認められず、責められることに恐怖や不安を感じ、声をあげることもできなかった状況が推察されます。

また、「身近な人に相談した」と回答した64.8%に対し、「警察に相談した」15.1%、「専門家に相談した」10.9%と、身近な人への相談に対して、警察や専門家への相談の割合が低いことがうかがえます。

被害者の権利が守られ、被害を躊躇なく相談したり、警察に届け出しやすい社会にするためには、社会の意識の変化はもとより、警察・検察をはじめとする司法機関の性犯罪への取り組みや対策の強化、加害者対応の進展が強く求められます。

また、より潜在化される障がい児者、男性・性的マイノリティへの性暴力については、早急な実態把握と支援策を求めます。

■被害者の権利の保護

- ・支援への繋がりやすさ（被害者を責めない526件/話を聞いて欲しい44件）
- ・プライバシーの保護・安全の確保（120件）
- ・二次被害の防止（セカンドレイプをなくす 241件//加害者が悪いと認識される207件/被害を茶化したり、軽んじたりせず周囲が信じる160件）
- ・障がい児者への性暴力の防止・対策
- ・男性・LGBTIQなど性的マイノリティ被害者への支援

■加害者への対応

- ・地域社会への情報共有
- ・矯正プログラムなど再犯防止対策の強化
- ・教育現場における性加害者の隔離・罰則強化

■警察・検察等司法機関の改善改革

- ・警察の被害者対応の改善
（警察によるセカンドレイプがなくなること76件/警察に専用窓口を開設する38件/警察などに女性職員を増やす212件/警察の意識や体制の改革208件）
- ・被害届の受理の徹底（53件）
- ・警察署での「安全」と思える部屋の確保
- ・証拠採取及び証拠保全のための環境整備と周知の徹底

- ・子ども及び障がいを持つ人に対する司法面接
- ・不起訴記録等の請求に対する弾力的開示の徹底
- ・捜査に関する適切な情報提供
- ・DV・ストーカー対策

3) 相談・支援体制の整備 (471件) 生活・心理支援の提供(46件)

アンケート調査では、「専門家に相談した」と回答した割合が10.9%と示すように、身近な人への相談64.8%に対して、警察や専門家への相談はかなり低いものとなっており、迅速かつ適切な相談・支援体制の整備や拡充が必要とされていることがわかりました。

具体的には「相談をしやすい」「ネットでの相談」「相談窓口についての広報」などの言葉が多くみられ、心理的・物理的に相談窓口へのアクセスが困難な現状が推察されます。

また、相談員の質の向上など、被害者が安心して相談できる体制づくりも必要です。

更に「男性が相談できる窓口がほとんどない」との声もありました。性別や性自認を問わず、被害者がスムーズにアクセスでき、適切な支援が受けられるよう、相談支援体制の整備拡充と必要な予算確保を要望します。

■被害者支援機関の充実

- ・ワンストップ支援センターや被害者支援機関への予算拡充・増設（相談場所を増やす41件/子どもでも被害を届けやすい窓口を設置する37件）
- ・性別、性自認を問わない相談窓口へのアクセス拡充（相談をしやすい104件/相談窓口の広報62件）
- ・オンライン相談の拡充（SNSの活用要望91件）
- ・相談員の質の向上・研修の徹底（同性の相談員の配置57件/相談員が相手の気持ちに寄り添った相談を行う47件/専門的な相談員が対応する21件）
- ・ワンストップ支援センターにおける心理職の配置拡大・カウンセリングの充実
- ・被害から時間が経過した被害者も継続的に受けられる中長期的な相談支援機関の設置
- ・相談支援機関の予算的支援（11件）
- ・被害者の家族やパートナーといった周囲への心理ケア及び相談支援

■医療機関での対応・心理的ケアの充実

- ・性暴力被害への専門的な知識を持つ医療者による心身のケア
- ・アフターピルへのスムーズなアクセス
- ・証拠採取及び証拠保全の理解と環境整備の促進

■行政機関

- ・被害者への生活・居住支援
- ・行政窓口等の性暴力・性犯罪に関する専門性の拡充
- ・男性・LGBTIQなどを対象とした性暴力被害者の相談窓口の拡充
- ・障がい者対応窓口における、性暴力被害の周知

■司法（弁護士等）

- ・被害者への弁護士支援
- ・性犯罪に関する無料司法相談の拡充

4) 社会の変化・啓蒙 (1,144件)

「性暴力のない社会」の実現のためには「社会の変化・啓蒙」が必要不可欠であると考えます。

性暴力被害者への誤った認識やセカンドレイプをなくし、「同意のない性的な行為は性暴力である」という社会の価値観や意識の変化が求められています。

そのためには、政府主導による性犯罪・性暴力への理解や知識を高める広報・啓発や、取り組みの更なる強化を望みます。

さらに、AV、メディア、エンタメのあり方について、性暴力被害防止の視点から、抜本的な対策強化を求めます。

- ・ 社会の価値観・意識の変化（223件）
- ・ 男尊女卑の世界、女性蔑視が変わることなど（130件）
- ・ 性犯罪についての啓発活動（218件）
- ・ 性被害が犯罪であると認識されるようになること（170件）
- ・ 性暴力の対する理解や知識を持つ（112件）
- ・ 性行為の同意を取る社会の意識改革（41件）
- ・ メディア・エンタメのあり方（AV、セクシャルコンテンツの規制など）（159件）
- ・ 性犯罪への取り組みの強化（91件）
- ・ ワンストップ支援センター及び被害者支援機関の周知・啓蒙の徹底
- ・ 災害時性暴力の啓発と対策強化